

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08 025

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘書官密審長長

⑦ 経外査即 博代表
大 大 密位
使 使 密審 長

総総対文⑤厚清オ
括 括
審察人⑤在儀警史

参報際内外

審一二

参政保対旅外

⑤ 地中東
⑤ 北東西

審一二保地

参一二

審西ソ洋
⑤ 西東
⑤

参一二アア
⑤ ⑤

次総経途博

審経漁国

参経工国
安ネ二

参海 審準

審⑤国開無

参調⑤有理

審条協規

審政経人

審軍社

科原

参⑤新調

企安

総 番 号 R151859

主 管

月 3日

韓 国 発

亜 北

平成 2年 8月 3日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

柳 大 使

在韓ひ爆者問題

秘密指定解除
公文書監理室

第2635号 秘 至急

(以下FAX送信 SO1185-02)

秘密指定解除

公文書監理室

秘

資電ア北第1163号に関し、

1、韓国原爆被害者協会主催の展示会に対する当館の後援名義付与については、当館の後援が協会及び同展示会に対する資金援助とは全く関係ない旨リマインドの上、名義を使用して差し支えない旨先方に返答した（7月31日郭理事、3日辛会長）。

2、協会が建設を計画中の「原爆福祉平和会館」についての上記兩名の説明振りとりまとめ次のとおり。

（1）「会館」建設及びその資金作りのための展示会開催は昨年末頃より協会が自発努力として推進しているものであるが、本件事案の推進を通じ被爆者問題に対する理解の輪を広げていこうという社会運動の側面が強く、また協会が資金集めを行う上で「会館」建設というような名分が必要であったという事情もある。

（2）今般の展示会開催は第1段階の事案に過ぎず、またこれによりどの程度の資金が集まるかも不明で、いずれにせよ「会館」の性格等については未だ何も決まっているわけではなく、韓国政府が構想中の「被爆者健康福祉センター」との関係も含め今後訪めていくことになる。

3、なお3日、辛会長が小野、松井に述べたところ次のとおり。

（1）先般発表した声明書（往電第2385号参照）において23億ドルの補償を引き続き要求しているのはあくまで建て前であって、本書は40億円の支援内容につき協会の意見を十分尊重してもらいたいということである。この点ぜひ理解願いたい。自分としては日本側関係者の多大な御努力を十分承知しており、23億ドル要求に関し日本側に迷惑をお掛けするつもりはない。

（2）40億円の支援内容に関する協会としての要望は、第1に治療費支援（渡日治療についても引き続き有効と考える）、第2に実態調査の実施（これについては韓国政府予算により間もなく実施予定）、第3に困難かもしれないが健康管理手当て等、何等かの手当ての支給（この場合資金のプールが必要に

秘密指定解除

公文書監理室

秘

なろう)であり、資金の一括拠出、及び既存の4200万円拠出の継続等を希望する。

(これに対し当方より、協会の意向を尊重することは当然の事であり、平会長とは今後とも緊密な連絡を維持していきたいと考えるが、協会の要望については一義的には韓国政府に話すべき問題である旨述べておいた)。

(了)